営庶業の人の相談は 米子税務署

税務署員による申告納税相談 今年から申告期間中の米子

> てください 米子税務署 (電話0859

れている人は、 の収支内訳書 税務署から申告書が送付さ

業の人で、 4121) に問い合わせ 相談がある場合は

がなくなりました。

主に営庶

事業所得などのある人は同封 農業所得がある人は、 その申告書と 収支

源泉徴収票。

給与、年金などのある人は

明細書。

険などで補てんされる金額の

支払った医療費の領収書と保

医療費控除を受ける人は、

申告に必要なもの

要です。必ずご持参ください。 忘れずにご持参ください 申告の時には次のものが必

扙 象 地 X 月日(曜) 焬 午前9時~11時 午後1時~4時 会 3月3日(水)上上管 福長地区 4日(木)下上菅、中上菅 中菅地区 5日(金) 黒坂6区、小河内地区 黒坂5区 8日(月) 黒坂1区 下菅、黒坂下3区 町公民館 黒坂上3区、黒坂4区 9日(火)久住、黒坂7区 10日(水)下黒坂地区 黒坂2区 11日(木) 黒坂地区補足 黒坂地区補足 12日(金) 予 備 日 役場 住民ふれあい課 15日(月)

予

備

日

定申告の日

扙

午前8時45分~11時

月日(曜)

2月16日(月)根雨5区、小原

17日(火)門谷

18日(水)金持

19日(木)野田

23日(月) 舟場

24日(火)秋縄

26日(木)高尾

20日(金)根雨6区

25日(水)根雨4区、榎市

27日(金)後谷、根雨1区

3月1日(月)根雨地区補足

象

津地

できるだけ日程表のとおりに申告してください。

 \overline{X}

会

開発センター

場

抛

濁谷、三谷地区

別所、貝原

下榎1区

上本郷

根雨3区

下榎2区

安原

下本郷、三土

根雨地区補足

板井原、根雨2区

午後1時~4時

問い合わせ先

- ■役場住民ふれあい課 (電話72-0333)
- ■米子税務署 (電話 0859-32-4121)

わかるもの(本人名義の口座) 金の振り込み先の口座番号の 人は、売買契約書。 還付申告の場合には、

抄本、工事請負契約書、 収があった人は買取証明書 取得資金に係る借入金の年末 る人は、登記簿謄本、 残高証明書。 保険料の証明書 料控除のある人は、 山林、土地の譲渡があっ 公共事業で土地や家屋の買 住宅取得等特別控除を受け 生命保険料控除、 損害保険 支払った 住民票 た

の内訳がわかる書類の 印鑑